

職員の配偶者同行休業に関する規則をここに公布する。

平成二十六年七月十日

奈良県人事委員会委員長 栗 山 道 義

## 奈良県人事委員会規則第八号

職員の配偶者同行休業に関する規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年七月奈良県条例第十号。以下「条例」という。）に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者)

**第二条** 条例に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

(配偶者同行休業の承認の申請手続)

**第三条** 配偶者同行休業の承認の申請は、人事委員会が定める様式により、配偶者同行休業を始めようとする日の一月前までに行うものとする。

2 任命権者は、配偶者同行休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長の申請手続)

**第四条** 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。  
(届出)

**第五条** 配偶者同行休業をしている職員は、条例第八条の規定によるほか、配偶者同行休業に係る事項に変更が生じた場合は、遅滞なく、その旨を書面により任命権者に届け出なければならない。

2 第三条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(職務復帰)

**第六条** 配偶者同行休業の期間が満了したとき、配偶者同行休業の承認が休職若しくは停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は配偶者同行休業の承認が取り消されたとき（条例第七条第三号に掲げる事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）は、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

（配偶者同行休業の承認等の通知）

**第七条** 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、その旨を記載した文書を交付しなければならぬ。

- 一 職員の配偶者同行休業を承認する場合
- 二 職員の配偶者同行休業の期間の延長を承認する場合
- 三 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合
- 四 職員の配偶者同行休業の承認を取り消す場合

（配偶者同行休業に伴う任期付職員の任用に係る通知）

**第八条** 任命権者は、次に掲げる場合には、その旨を記載した文書を交付しなければならない。ただし、第三号に掲げる場合において、文書の交付によらないことを適当と認めるときは、文書の交付に代わる適当な方法をもって文書の交付に代えることができる。

- 一 条例第九条第一項の規定により任期を定めて職員を採用した場合
- 二 条例第九条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（次号において「任期付職員」という。）の任期を更新した場合
- 三 任期の満了により任期付職員が当然に退職した場合

（職務復帰後における号給の調整）

**第九条** 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を百分の五十以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十五号）第三十二条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、その者の号給を調整することができる。

（雑則）

**第十条** この規則に定めるもののほか、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項は、人

事委員会が定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。